

令和6年度

電車事業所工場クレーン保守点検業務<2024 単価>
単価契約仕様書

担当者 一般財団法人札幌市交通事業振興公社
路面電車部 維持管理課 車両係
横田 和弘 (011) 551-4880

適用

本仕様書は、電車事業所に設置している天井クレーンの定期点検業務に適用する。

1 履行場所

札幌市中央区南21条西16丁目2-20

電車事業所

2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

ただし、1回の点検につき電車事業所内作業日数は、委託者と協議をして、決定すること。

3 点検対象

- (1) AB線ホイスト式天井クレーン①（無線遠隔制御装置付）
12ton～1基
月例点検（6回）
- (2) AB線ホイスト式天井クレーン②（無線遠隔制御装置付）
12ton～1基
月例点検（6回）
- (3) C線ホイスト式天井クレーン
2ton～1基
月例点検（6回）
- (4) 台車整備室ホイスト式天井クレーン
2ton～1基
月例点検（6回）
- (5) 工作機械室ホイスト式天井クレーン
2ton～1基
月例点検（11回）
- (6) 電気作業室ホイスト式天井クレーン
1ton～1基
月例点検（6回）
- (7) 部品洗浄室ホイスト式天井クレーン
1ton～1基
月例点検（6回）
- (8) 空制作業室ホイスト式天井クレーン
1ton～1基
月例点検（11回）

- (9) 倉庫・用品庫ホイスト式天井クレーン
1ton～1基
月例点検（11回）
- (10) 工作機械室ホイスト式天井クレーン
2ton～1基
年次定期点検整備、荷重試験
- (11) 空制作業室ホイスト式天井クレーン
1ton～1基
年次定期点検整備、荷重試験
- (12) 倉庫・用品庫ホイスト式天井クレーン
1ton～1基
年次定期点検整備、荷重試験

4 業務内容

(1) クレーン月例定期点検

一般社団法人日本クレーン協会発行の「天井クレーン定期自主検査指針・同解説」に基づく検査を行い、点検・整備を実施するとともに無線遠隔制御装置一式については動作確認を行う。なお、クレーン月例定期点検は、毎月1回（クレーン年次定期点検の実施月を除く）、計11回行うものとする。

なお、年度途中で新設された天井クレーン、または撤去された天井クレーンについては、別途協議するものとする。

(2) クレーン年次定期点検

ア 一般社団法人日本クレーン協会発行の「天井クレーン定期自主検査指針・同解説」に基づく年次法定点検を行い、点検・整備を実施する。

イ 対象となる天井クレーンについては荷重試験及び法に基づく性能検査を行う。

ウ 車体吊り金具浸透探傷試験(PT)は、溶接部の塗装を剥離し、検査を実施すること。また、浸透探傷検査実施後は、剥離した塗装部分の再塗装を行うこと。

(3) その他

ア 点検に必要なクレーンの運転は、受託者で行うものとする。

イ 荷重試験、性能試験に要するウェイトは、受託者で準備すること。

ウ 月例及び年次点検により発見された不良箇所（軽微なもの）は、委託者と打合せ、整備又は修理を行うこと。

エ 各種検査、作業においては、各々に該当する有資格者（天井クレーン定期自主検査者安全教育及び玉掛技能講習を修了した者、クレーン・デリック運転士免許（限定なし又はクレーン限定）取得者、第一種または第二種電気工事士の有資格者、非破壊試験技術者）が実施すること。

5 業務実施上の留意事項

- (1) 検査実施に当たっては、委託者と事前に日程の打合せを行うこと。
- (2) 点検作業は高所作業を伴うので、作業員本人及び高所作業場所付近の安全対策を施してから作業を行うこと。

6 経費の負担

本業務の遂行に要する経費のうち、電車事業所内で使用する電気・水道については委託者の負担とする。その他、本業務に必要な工具、消耗品等は受託者の負担とする。

なお、交換部品等が発生した場合は、委託者と協議すること。

7 提出書類

提出書類一覧

	提出書類	提出期限	備考
1	業務着手届	着手と同時	
2	業務工程表	着手と同時	
3	業務主任経歴書	着手と同時	
4	労働災害保険 関係成立証	着手と同時	受託者の様式によること
5	作業日誌	点検後速やかに	
6	検査成績表	点検後速やかに	受託者の様式によること
7	業務完了届	点検後速やかに	
8	年次検査業務 工程写真	年次検査後速やかに	車体吊金具のPT検査写真 も含む

上記書類を期日までに提出すること。

委託者で様式を指定しているものについては、指定様式によること。

- (1) 上記以外の書類についても、委託者が必要と認めた場合は提出すること。
- (2) 提出書類の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく提出すること。

8 疑義

本仕様書の内容又は業務実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と十分協議を行うこと。

9 契約金の支払方法

契約は各種作業別に単価契約とし、支払いは1か月単位の月払いとする。

契約単価に当該月の業務実施回数に乗じ、消費税及び地方消費税の額(円未満切捨て)を加えて算出する。

各月の業務完了後、受託者が業務完了届を提出し、委託者が行う検査に合格したのちに受託者からの請求書に基づいて支払う。

10 安全管理規程の順守

- (1) 受託者は安全第一の意識を持って、一般財団法人札幌市交通事業振興公社軌道運送事業安全管理規程で定める事項を遵守すること。
- (2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。

電車事業所工場クレーン保守点検業務 積算内訳書

名 称	仕 様	数量	単位	単 価	金 額	備 考
ホイスト式天井クレーン	12ton (AB線) ①	1	回			6回の点検を予定
ホイスト式天井クレーン	12ton (AB線) ②	1	回			6回の点検を予定
ホイスト式天井クレーン	2ton (C線)	1	回			6回の点検を予定
ホイスト式天井クレーン	2ton (台車整備室)	1	回			6回の点検を予定
ホイスト式天井クレーン	2ton (工作機械室)	1	回			11回の点検
ホイスト式天井クレーン	1ton (電気作業室)	1	回			6回の点検を予定
ホイスト式天井クレーン	1ton (部品洗浄室)	1	回			6回の点検を予定
ホイスト式天井クレーン	1ton (空制作業室)	1	回			11回の点検
ホイスト式天井クレーン	1ton (倉庫・用品庫)	1	回			11回の点検
書類作成		1	回			11回の実施
ホイスト式天井クレーン年検査	仕様書の通り	1	回			
小 計						
消費税等相当額						
合 計						